

公営企業会計制度に関する実務研究会（第9回）

平成19年11月14日（水）
10時00分～
総務省 601会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 健全化法政令案（公営企業関係）のイメージについて
- (2) 宅地造成事業の資金不足比率の算定方法（分母）について
- (3) 解消可能資金不足額（仮称）の算定方法について
- (4) 公営企業における経営健全化基準の考え方について
- (5) 将来負担比率の将来負担額の算定方法について

3 その他

「健全化法に係る損失補償債務等評価基準検討WT」の設置について

4 閉 会

資 料

- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令案イメージ（公営企業関係部分） …… 資料1
- 宅地造成事業の資金不足比率の算定方法（案）（分母） …… 資料2
- 解消可能資金不足（計画赤字）の具体的な算定方法について（案） …… 資料3
- 公営企業における経営健全化基準の考え方について（案） …… 資料4
- 将来負担比率における将来負担額の算定方法について（案） …… 資料5
- 「健全化法に係る損失補償債務等評価基準検討WT」開催要綱（案） …… 資料6
- 損失補償額の評価基準の考え方について …… 資料7

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令案イメージ
(公営企業関係部分)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 (抄)

(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 (略)
二 連結実質赤字比率 地方公共団体の連結実質赤字額（イ及びロに掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額をいう。第四号において同じ。）を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値
イ (略)
ロ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の不足額を合計した額
ハ (略)
ニ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の剰余額がある場合にあっては、当該資金の剰余額を合計した額

規定事項

(1) 連結実質赤字比率に算入する資金の不足額の算定方法

<法適用企業>

〔流動負債＋特定の地方債の現在高－流動資産〕－ 解消可能資金不足額(仮称)

↓

地方財政法施行令19条 1 項の資金不足額を基本

<法非適用企業>

〔実質赤字額＋支払繰延・事業繰越＋特定の地方債の現在高〕－ 解消可能資金不足額(仮称)

↓

地方財政法施行令20条 1 項の資金不足額を基本

※ 事業として土地を販売する企業の算定においては、売出を開始した土地の売却による収入の見込額のみを黒字要素として算入する予定。

- 土地の売却による収入見込額の算定方法 →省令以下で規定
⇒ 選択制

- A) 不動産鑑定、固定資産税評価額等による個別の評価方法
- B) 売出価格逦減方式(仮称)による評価方法

※ 事業の性質上、事業開始後一定期間に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から一定額（①＋②）を控除する予定。

○ 解消可能資金不足額(仮称)の算定方法 →省令以下で規定

① 次のいずれかの方式で算定した額

- ・ 累積償還償却差額算定方式
- ・ 減価償却前利益による耐用年数以内償還可能額算定方式
- ・ 個別計画策定算定方式

② 資金不足額にカウントされている特定の地方債の現在高のうち退職手当債等の現在高

(2) 連結実質赤字比率に算入する資金の剰余額の算定方法

<法適用企業>

[流動資産－流動負債－特定の地方債の現在高]

<法非適用企業>

[実質黒字額－特定の地方債の現在高]

※ 事業として土地を販売する企業の算定においては、土地の取得、造成等の経費の財源に充てた地方債・他会計借入金の現在高を控除する予定。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抄）

(資金不足比率の公表等)

第二十二条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

2 前項に規定する「資金不足比率」とは、公営企業ごとに、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額を政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の事業の規模で除して得た数値をいう。

3 (略)

規定事項

(3) 資金不足比率の算定に用いる資金の不足額の算定方法

連結実質赤字比率に算入する資金の不足額と同額とする。

(4) 資金不足比率の算定に用いる事業の規模の算定方法

<法適用企業>

営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額

<法非適用企業>

営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を控除した額

- ※ 営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額が零となる場合には、営業収益の額に代えて経常収益の額を用いる。
- ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抄）

（経営健全化計画）

第二十三条 地方公共団体は、公営企業（事業を開始する前の公営企業を除き、法適用企業にあつては、繰越欠損金があるものに限る。）の資金不足比率が公営企業の経営の健全化を図るべき基準として政令で定める数値（以下「経営健全化基準」という。）以上である場合には、当該公営企業について、当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする公営企業の経営の健全化のための計画（以下「経営健全化計画」という。）を定めなければならない。ただし、この項の規定により既に当該公営企業について経営健全化計画を定めている場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

2 （略）

規定事項

（５）経営健全化基準

経営健全化基準の値を γ %として規定する。

（６）計画策定を要しない場合

渇水等により前年度の営業収益が相当程度減少した公営企業において、資金不足比率が経営健全化基準以上であることが一時的であり、かつ、その翌年度（資金不足比率の公表年度）に営業収益が回復することにより資金不足比率が経営健全化基準未満となることが確実であると見込まれるなど、過去の実績等を踏まえた要件により所要の手續等を行った場合とする予定。

○ 具体の要件等 →省令以下で規定

宅地造成事業の資金不足比率の算定方法（案）（分母）

◆ 分母（事業の規模）

○ 前回確認事項

恒常的な料金収入を営業収益とする他の事業とは異なり、宅地造成事業においては、毎年度の宅地の販売額（営業収益）は法で定める「事業の規模」として適当ではない。

理由

- ※ 将来的には事業の終了が前提となっていること
- ※ 年度間の増減が大きく、比率が安定的に推移しないこと
- ※ 健全経営でも、営業収益が零の年度は比率が無限大となってしまうこと

○ 宅地造成事業における分母の額

宅造事業では、収益・費用とも安定的なものとは言い難いので、損益計算(P/L)上の数値ではなく、貸借対照表(B/S)上の数値を用いることとしてはどうか。
 その場合、法律上、分母の額は「事業の規模」と規定していることから、宅造会計における「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す貸借対照表(B/S)上の貸方の数値を分母の額としてはどうか。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{流動負債} - \text{流動資産}}{\text{B/Sの貸方}} = \frac{\text{流動負債} - \text{流動資産}}{\text{負債} + \text{資本}(\ast)}$$

※ [負債+資本]の内訳

負 債		資 本		
流動負債	固定負債	借入資本金	自己資本金	剰余金 (▲繰越欠損金)
一時借入金	・ 建設改良費等以外の地方債残高 ・ 他会計借入金	・ 建設改良費等の地方債残高 ・ 他会計借入金		利益剰余金 (P/Lから) 資本剰余金

※非適用事業の場合

法適用事業の場合と同様の考え方により、分母の額は「事業経営のための財源規模」（調達資金の規模）としてはどうか。

$$\text{非適用事業の分母の額} = \text{実質赤字額（一時借入金）} + \text{地方債残高} + \text{他会計借入金}$$

解消可能資金不足（計画赤字）の具体的な算定方法について（案）

各企業の実情に応じ、次の 3 つの算定方式から 1 つを選択して解消可能資金不足額を算定することとすべきではないか。

- ・累積償還・償却差額算定方式
- ・減価償却前経常利益等による負債償還可能額算定方式
- ・個別計画策定算定方式（供用開始から利用平準化までの一定期間に限る。）

（1） 累積償還・償却差額（元金償還金が減価償却費を上回る額の累積額）算定方式

○ 累積償還・償却差額については、下記の理由から、広く各事業を通じて解消可能資金不足額として控除。

- ① 耐用年数の長い事業を中心に、耐用年数と企業債償還年限にギャップのある事業について普遍的に発生するものであること。
- ② 繰越欠損金がなくとも生じ得る資金不足額（損益が黒字でも発生しうるフリーキャッシュフローの不足）であり、法適用企業について、繰越欠損金の存在を条件として経営健全化計画の策定義務の有無を判断しようとする健全化法等の考え方にも沿うものであること。
- ③ 客観的に算定可能なものであること。

※ 法非適用事業においても、客観的かつ簡明に算定可能。

※ 単年度の償還・償却差額について発行された平準化債の残高については、解消可能資金不足額から控除。

○ ただし、企業債元金償還金への一般会計等からの繰入相当額（一般会計等で負担するものとされている額）については、除外して算定（料金収入により賄う部

分に係る償還・償却差額を算定)。

(2) 減価償却前経常利益等による負債償還可能額算定方式

- 上下水道、工業用水道、地下鉄等耐用年数が長く、巨額の資本を投じて面的に整備された施設により運営される企業において、施設の利用及び料金収入が平年度化(安定)し、減価償却前経常利益が出ている場合に、それまでに発生した資金不足について、当該利益で施設の耐用年数期間内に計画的に解消し得る部分に係る額を客観的に算定し、控除。
- この場合、次の算式により、客観的かつ簡明に解消可能資金不足額を算定することが可能。

【算式】

資金不足額(実質) = 形式資金不足額 - 解消可能資金不足額

解消可能資金不足額 = 解消可能流動負債額

= 流動負債額 × 解消可能負債率(e)

解消可能負債率(e) =
$$\frac{\text{償却前経常利益} \times \text{残存償却年数相当期間}}{\text{負債総額(固定負債・借入資本金+流動負債)}}$$

※ 固定負債・借入資本金と流動負債の残高の割合に応じ、負債の解消可能額(償却前経常利益 × 残存償却年数相当期間)を、比例(プロラタ)で配分。うち、流動負債の解消に充てる分が解消可能資金不足額。

※ 「残存償却年数相当期間」は、事業別・類型別に一定の年数を用いることを想定。

- 法非適企業についても、減価償却前経常利益に相当する額を算定することにより、この方式に基づき解消可能資金不足額を算定することが可能。

減価償却前経常利益に相当する額

≡ 経常収益 - 支払利息 - 維持管理費 等

(3) 個別計画策定算定方式

- 未利用施設に係る資本費負担を抱える企業(部分供用を行っている企業)、全面供用をしても料金収入が平年度化(成熟)していない企業については、全面供用開始時期、料金収入成熟時期等が企業によって異なることから、解消可能資金不足額の算定に当たっては、各団体・企業の一定の経営判断等を考慮せざるを得ない。

※ 企業ごとの経営計画に基づき解消可能資金不足額を算定・控除することが必要。

- この場合、自主的な経営計画に基づき解消可能資金不足を認める各企業の判断について、監査委員等の審査により適正と認められれば、供用開始から利用平準化までの一定期間に限り、控除することができるものとする。

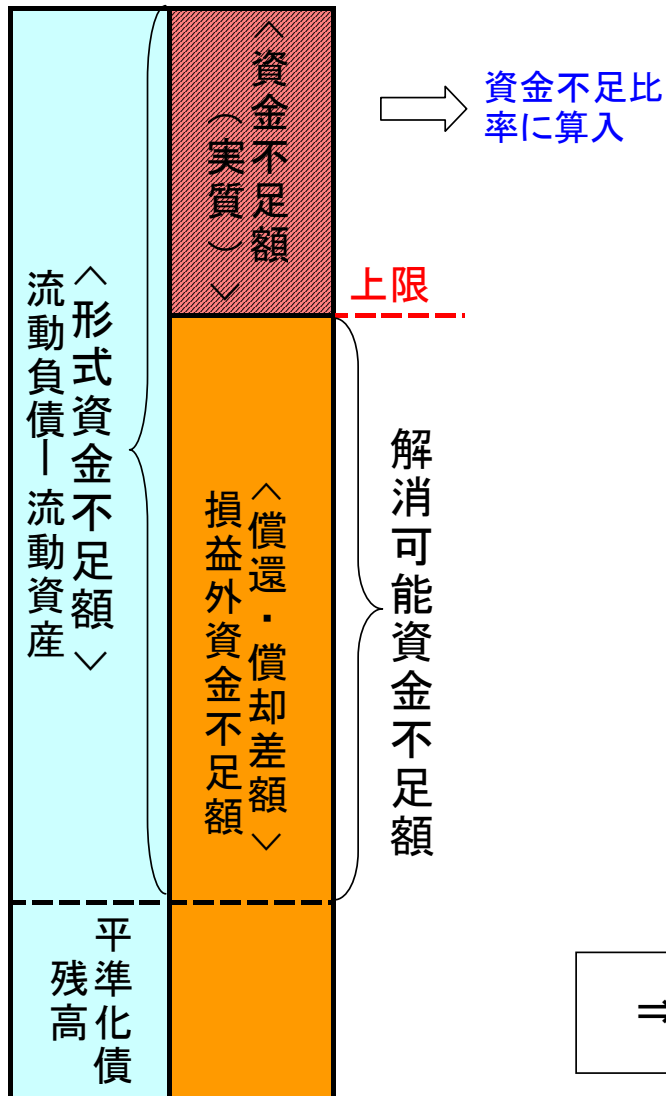
ただし、その場合においても、次のような条件を付すべきである。

- i) これまでの同事業における経営健全化の実例や各種研究会等において発表された経営モデル等から考えて、資本費等と対比して最大限と考えられる資金不足額の範囲内であること。
- ii) 平均的な団体の例を基に算定される経営努力不足額や過大投資額を解消可能資金不足額としていないこと。
- iii) 減価償却前利益の確保が、一定の期間内に予定されていること。

- このほか、過去の事業例、経営モデル等を参考として、通常为社会経済環境において、過大投資がなく、かつ相当程度効率的な経営を行ったとしてもなお、一定期間は発生する資金不足で将来的に解消可能と考えられるものの額については、基礎控除的な考え方によって控除することについても、今後検討が必要。

※ 一般的な資本費負担で建設された下水道事業等における効率的な経営の標準モデルを作成し、これに基づき、供用開始後一定期間内に限定して、各年度の資本費の一定割合を解消可能資金不足とするもの。

解消可能資金不足額の算定方法(方式 I) ～ 累積償還・償却差額算定方式～



○償還・償却差額

公営企業会計が負担する企業債の償還期間と減価償却期間との差により、減価償却費を上回って元金償還費が発生することによる差額。

※発行済みの資本費平準化債現在高は控除。

解消可能資金不足額(計画赤字額)

$$= \{ (\text{各年度元金償還費} - \text{各年度減価償却費}) \\ \text{の供用開始後の累積額} - \text{資本費平準化債現在高} \} \\ \times (1 - r)$$

※ rは、簡水、下水道等各事業について、企業債元利償還費への一般会計繰入を勘案して定める率。

(実質公債費比率の算定に用いる準元利償還金(企業債の償還財源に充てたと認められるもの)の企業債償還金に対する割合又は一般会計からの繰出基準として定められる割合を想定)

○資金不足額(実質)

形式資金不足額から償還・償却差額を控除した額。

⇒ **解消可能資金不足額(計画赤字額) = 償還・償却差額**

解消可能資金不足額の算定方法(方式Ⅱ・法適) ～減価償却前経常利益による耐用年数以内負債償還可能額算定方式～

～全面的に供用を開始し、利用料金が平年度化している企業において、過去の部分供用時等における資金不足が残っているケース～

○解消可能資金不足額

耐用年数以内に、減価償却前経常利益で償還可能な流動負債の額を算出したもの。

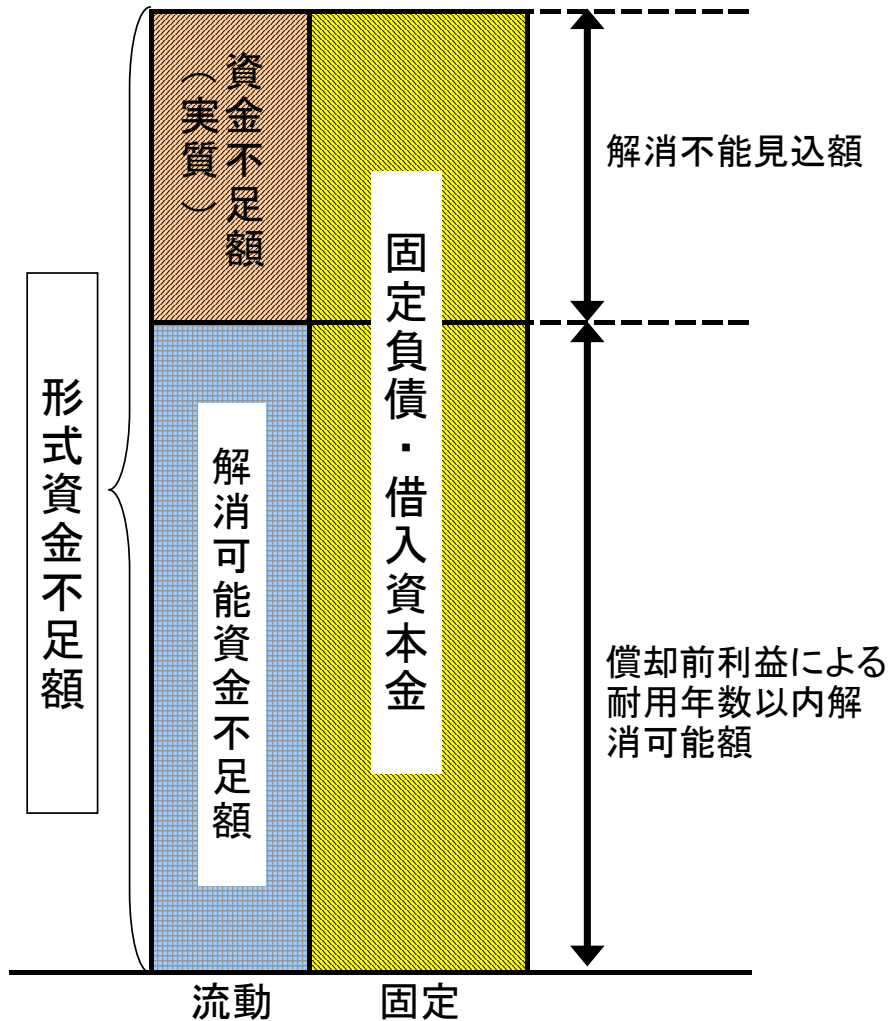
$$\begin{aligned} & \text{解消可能流動負債額} \\ & = \text{流動負債額} \times \text{解消可能負債率}(e) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{解消可能負債率}(e) \\ & = \frac{\text{減価償却前経常利益} \times \text{残存償却年数相当期間}}{\text{負債総額(固定負債・借入資本金額} + \text{流動負債額)}} \end{aligned}$$

※「残存償却年数相当期間」は、事業別・類型別に一定の年数を用いることを想定。

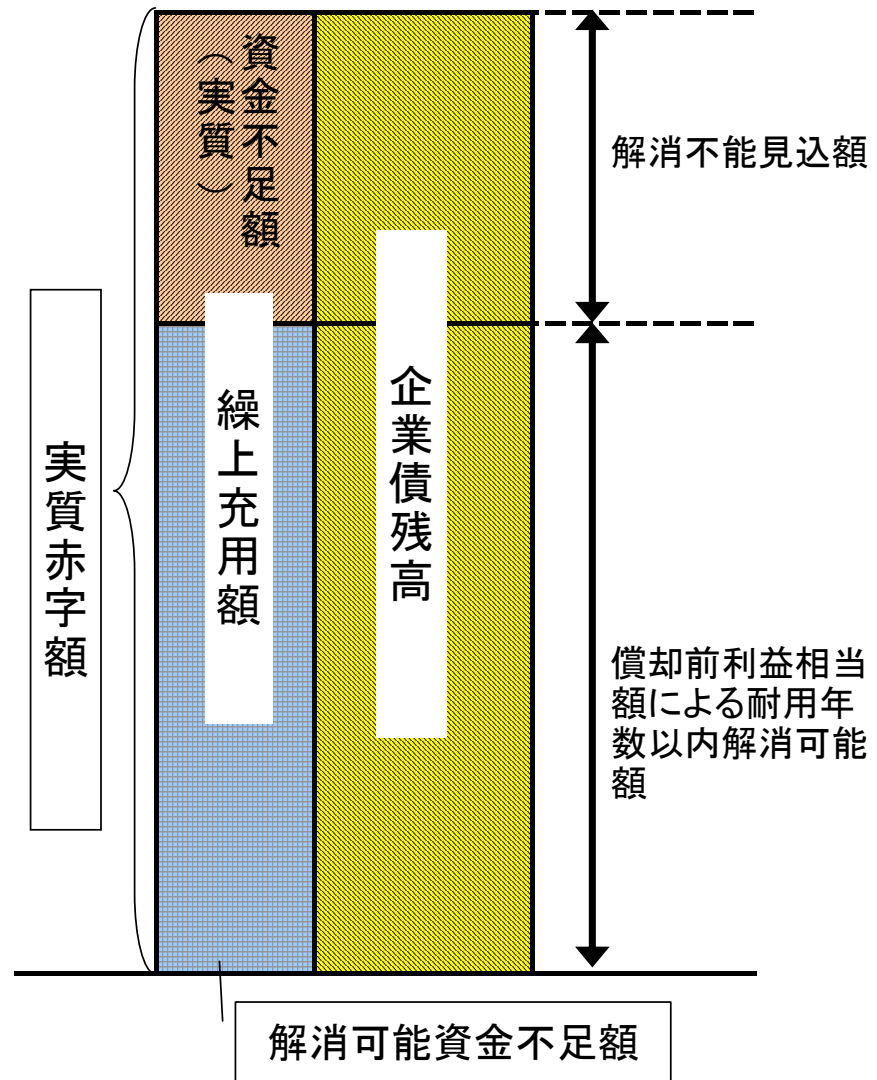
⇒ 解消可能資金不足額(計画赤字額)

$$\begin{aligned} & = \{ \text{流動負債額} / (\text{固定負債・借入資本金額} + \text{流動負債}) \} \\ & \times \text{減価償却前経常利益} \times \text{残存償却年数相当期間} \end{aligned}$$



計画赤字の算定方法(方式Ⅱ・法非適)

～減価償却前経常利益相当額による耐用年数以内負債償還可能額算定方式～



～全面的に供用を開始し、利用料金が平年度化している企業において、過去の部分供用時等における資金不足が残っているケース～

○解消可能資金不足額

耐用年数以内に、減価償却前経常利益相当額(料金収入からこれにより負担すべき維持費、支払利息等を控除した剰余)で解消可能な実質赤字額(繰上充用額)を算出したもの。

解消可能実質赤字額
 = 繰上充用額 × 解消可能負債率(e)

解消可能負債率(e)
 = 減価償却前経常利益相当額 × 残存償却年数相当期間
 ÷ 負債総額(企業債残高 + 繰上充用額)

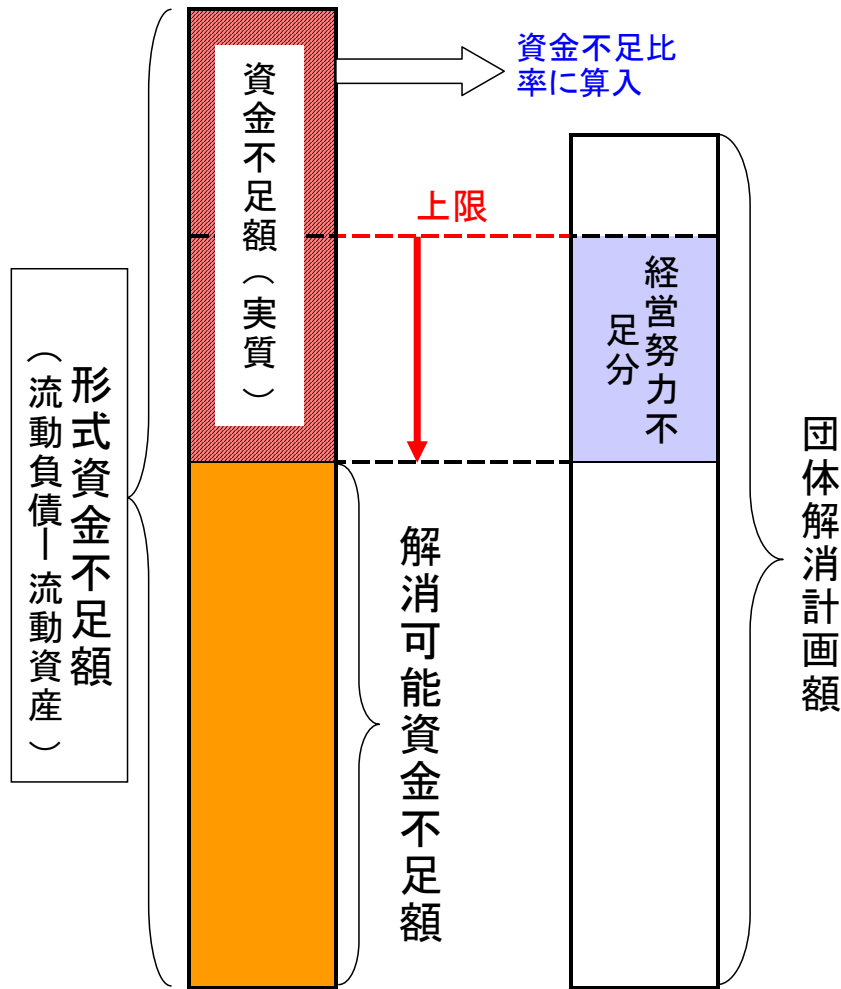
減価償却前経常利益相当額 = 経常収益 - 支払利息 - 維持管理費等

※「残存償却年数相当期間」は、事業別・類型別に一定の年数を用いることを想定。

⇒ 解消可能資金不足額(計画赤字額)

= {繰上充用額 ÷ (企業債残高 + 繰上充用額)}
 × 減価償却前経常利益相当額
 × 残存償却年数相当期間

解消可能資金不足額の算定方法(方式Ⅲ) ～個別計画策定算定方式～



～部分供用時や、料金収入の未平年度化時点において、将来の解消可能額を個別の経営計画により算定(経営努力不足分、過大投資分は排除)するケース～

○団体解消計画額

各地方団体が策定した経営計画に基づき、将来的に一定期間(施設の残存償却年数相当期間など)内で解消が見込まれる額。

○解消可能資金不足額の上限(最大解消可能資金不足額)

過去の実例等から、資本費等と対比して最大限と考えられる資金不足額でキャップ。

○経営努力不足分

料金徴収不足、運営コスト過大及び繰出不足により発生している資金不足額。
→ 最大解消可能資金不足額から控除

○資金不足額(実質)

資金不足額(実質) = 形式資金不足額 - 解消可能資金不足額
 解消可能資金不足額 = 最大解消可能資金不足額 - 努力不足分

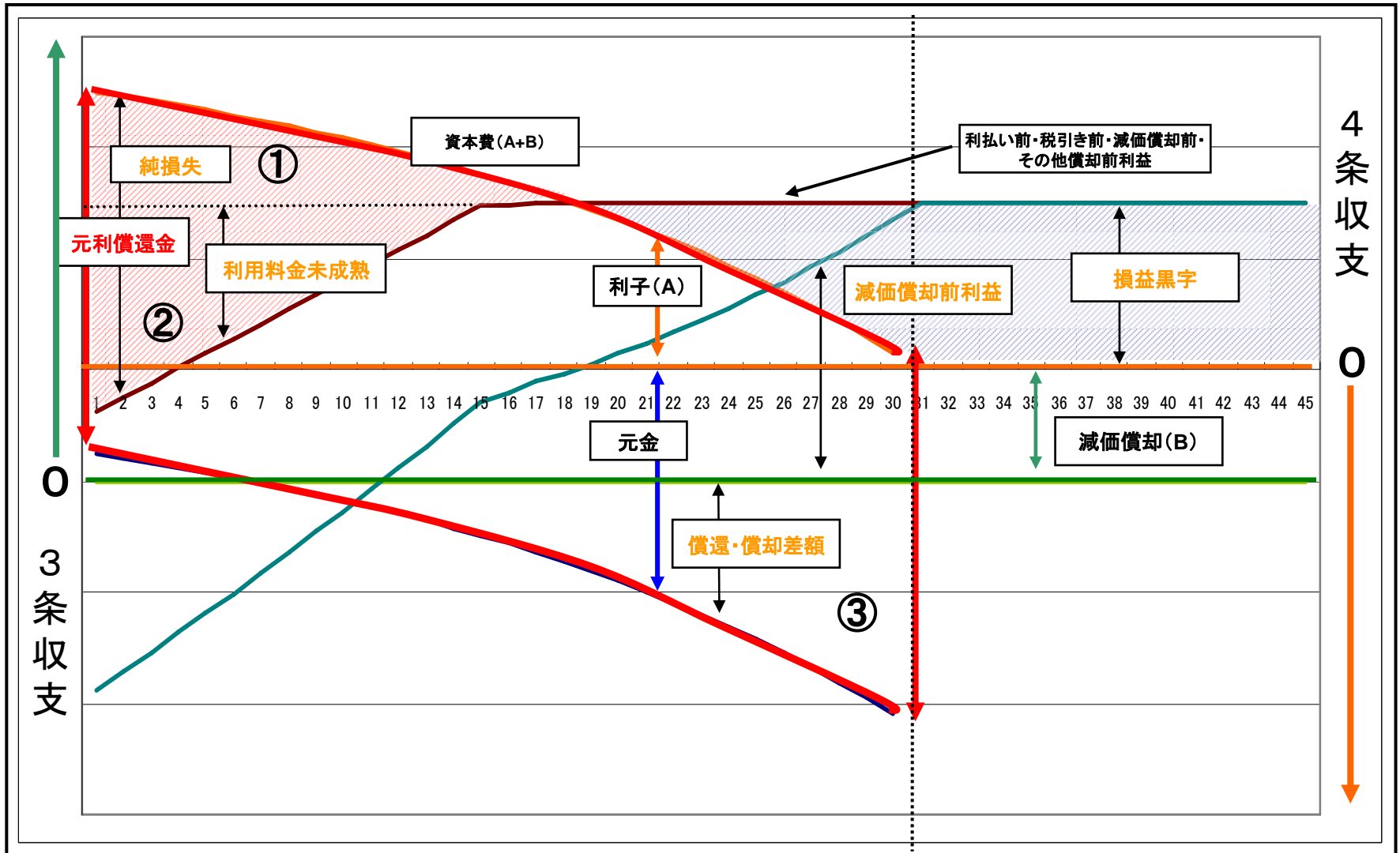
※監査委員等が適正性を判断。

※過去の資金不足解消事例等から、通常、解消可能と考えられる額を基礎控除できるかについても検討。

⇒ 解消可能資金不足額(計画赤字額) = 最大解消可能資金不足額 - 経営努力不足分

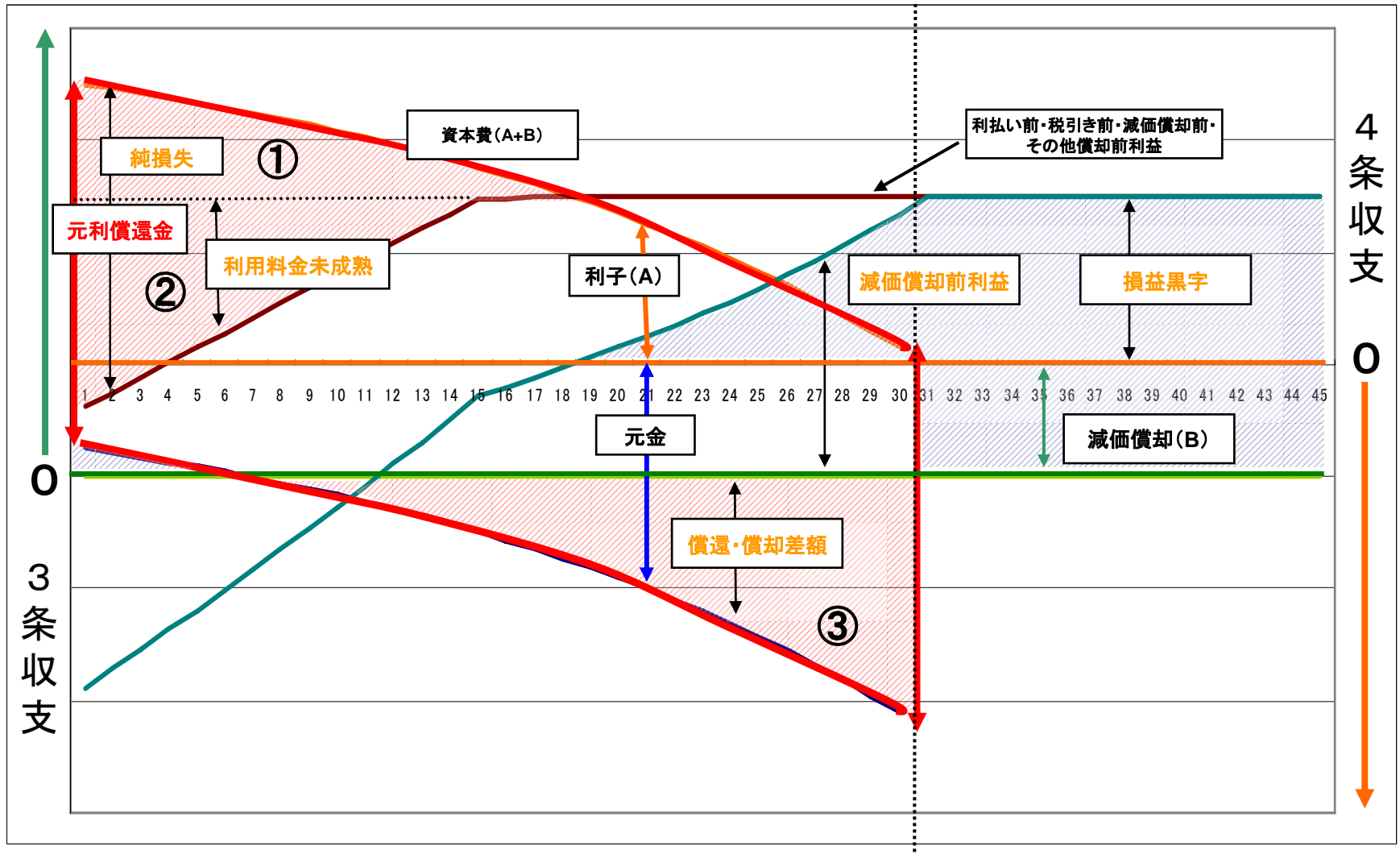
計画赤字 イメージ図(損益収支ベース)

(別紙1)



計画赤字 イメージ図(資金収支ベース)

(別紙2)



公営企業における経営健全化基準の 考え方について（案）

◎前回（第 8 回）研究会（H19. 9. 26「公営企業における経営健全化基準（ γ ％）の考え方について（案）」（資料 8））のポイント

- ・ 経営健全化計画は、住民生活に不可欠なサービスに多大な影響をもたらすことのないよう
 - i) 数年間で、
 - ii) 営業収益／年の例えば 5％程度の合理化努力により、速やかに資金不足の拡大傾向を解消し、
 - iii) さらに経営健全化基準を達成し、さらにその数年後には資金不足額を解消できるイメージ。
- ・ 経営健全化基準は、地方債協議制度の許可移行基準（公営企業の場合、資金不足比率 10％）より高い数値が想定される・・・現行の許可移行基準の一定倍率にとどまるのではないか。
- ・ 原則として各事業を通じて一定の率としてもよいのではないか。

【経営健全化基準設定に当たっての論点及び考え方】

○ γ 基準の具体的な設定について

- ①（合理化努力）営業収益の 5％程度 × 数年 → 資金不足の拡大傾向解消・
経営健全化基準（ γ 基準）未
満へ
更に数年 → 資金不足額を解消

②「他の健全化指標における許可移行基準と健全化指標との関係とバランスの取れたものとする必要がある」（第8回研究会「資料8」）

⇒ 企業債の許可移行基準10%（資金不足比率）に対し、一定倍率の範囲

※ i) 実質赤字比率の状況

- ・ 許可移行基準：2.5～10%（財政規模に応じ）
- ・ 現行再建法の起債制限の基準：5%（都道府県）、20%（市町村）

ii) 実質公債費比率の状況

- ・ 許可移行基準：18%
- ・ 単独事業等の起債制限：25%
- ・ 一般公共事業（災害関連事業を除く）等の起債制限：35%

【参考（これまでの議論）】

①これまでの研究会における主なご意見等

- ・ 地方債協議制度の許可移行基準（資金不足比率10%）は、公営企業会計における単年度の標準的な資金不足解消可能額を、営業収益の概ね5%と想定し、5%×2年分として設定。

（主な意見）

- ・ γ %の基準としては、10%位が現実的。もう少し緩めるとしても2倍程度。30%以上というのは論外。
- ・ 病院事業の場合、資金不足比率20%を超えると、再建が難しくなると思われる。
- ・ 営業収益を年5%改善するというのはかなり厳しい。病院事業の場合、1%や2%でぎりぎりの感じ。
- ・ あまり厳しめに設定すると、新たな投資にかなりブレーキをかけることになるのではないか。また、 γ が厳しければ厳しいほど、収支を改善するため料金を上げざるを得なくなり、住民サービスとのバランスが損なわれるのではないか。
- ・ 起債の許可移行基準の10%と整合性をとらなければならない。事業単位で γ %

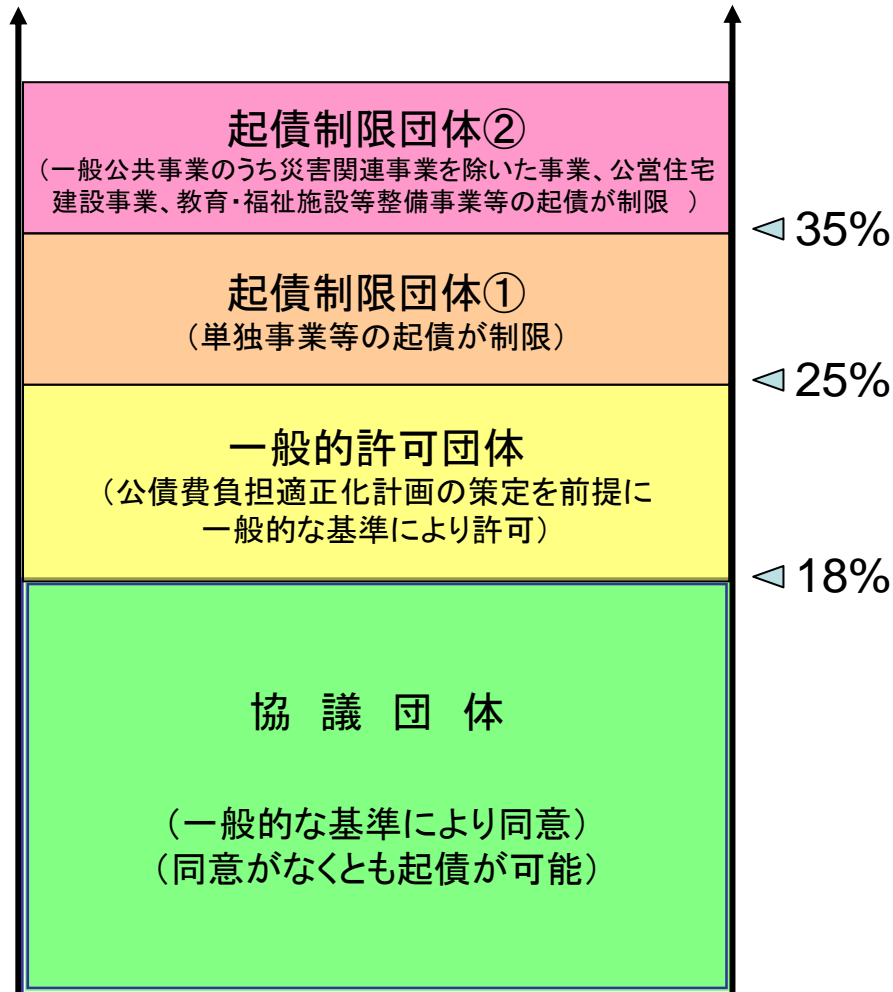
が違うことになると、それぞれ明確な理由付けが必要。

②地方公共団体からのご意見

- ・ 公営企業各事業の特性・事情等も踏まえ、事業ごとに個別に基準設定すべき。
- ・ 客観性・公平性・透明性を確保する上で、各事業を通じて一定の率とすべき。
- ・ バス事業は既に不良債務の大きい事業者が過半であり、 γ 基準については経過措置を設けるなどの配慮を行うとともに、あまり過重なものにならないようにしてもらいたい。
- ・ 病院事業については、3年程度の経過措置を設定してもらいたい。
- ・ 災害復旧事業債、退職手当債、未稼働資産等整理債等の現在高については、資金不足額の算定から除外されたい。

地方債協議・許可制度における指標と起債制限の基準

◆ 実質公債費比率



◆ 赤字基準

- 「決算収支の赤字の水準」を測る指標は、地方財政再建促進特別措置法(再建法)で起債の制限を行う場合に用いる指標と同様の比率を用いる。
→実質収支において一定以上の赤字額が生じた団体は許可制
- 赤字額の算定方法
(前年度の歳入総額－前年度の歳出総額)
－翌年度に繰り越すべき財源
- 一定以上の赤字額
標準財政規模の額に応じて、その2.5%から10%の間で段階的に設定
 - ・都道府県、政令市及び標準財政規模500億円以上の市
→標準財政規模の2.5%
 - ・標準財政規模200億円の市町村
→標準財政規模の5%
 - ・標準財政規模50億円以下の市町村
→標準財政規模の10%
- 赤字公営企業
営業収益に対する赤字額(資金不足額)が10%以上

将来負担比率における将来負担額の算定方法について（案）

【地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抄）】

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

四 将来負担比率 地方公共団体のイからチまでに掲げる額の合算額がリからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

ハ 当該年度の前年度末までに起こした一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金の償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる金額の合計額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した法人で政令で定めるもの（以下この号において「設立法人」という。）の負債の額及び当該地方公共団体が設立法人以外の者のために債務を負担している場合における当該債務の額のうち、これらの者の財務内容その他の経営の状況を勘案して当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

ト 連結実質赤字額

I 公営企業債の一般会計等負担予定額

1 宅地造成事業以外の事業

公営企業会計の地方債（企業債）の元金償還に充てるために、一般会計からの繰入れが必要と見込まれる額を合算した額（宅造事業を除く）

→ 下記の算定方法A、Bで算出された額のうち、大きい方の額を将来負担額とする。

※ ただし、累積欠損金がない等の経営状況の特に良い企業については例外規定を設け、算定方法Bのみによることを認める。

[A案]

現在の繰出基準で元金償還金へ繰り出すことが予定されている債務残高

[B案]

{準元金償還金÷当該年度の企業債元金償還金} × 企業債残高

※ 準元金償還金は実質公債費比率の算定上、普通会計から公営企業会計への繰出金のうち公営企業会計の元利償還に充てられたとされる額である準元利償還金の算定に準じて算定。

2 宅地造成事業

宅地造成事業の事業終了時における一般会計等が負担すべき実質的な負債（債務超過＝負債－資産）の額

II 法人に対する損失補償額について

第三セクター等の損失補償債務額のうち、当該法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の実質負担見込額

III 連結実質赤字額

地方公共団体の全会計の実質赤字額又は実質黒字額を合算した額

〔資金不足額の算定方法〕

公営企業会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合算額

※ 計画赤字・特定の赤字補てん的^①地方債の額を控除

〔資金剰余額の算定方法〕

公営企業会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合算額

※ 宅造会計の資金剰余額については、土地の取得等に係る地方債の現在高を控除

「健全化法に係る損失補償債務等評価基準検討WT」開催要綱(案)

1. 趣 旨

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の将来負担比率の算定における損失補償等の評価等に関し、地方公共団体が評価する際のガイドラインとなる基準について検討するため「公営企業会計制度に関する実務研究会」のワーキングチームとして実施する。

なお、関連する研究を行っている「公営企業会計制度に関する実務研究会」及び「債務調整等に関する調査研究会」の作業と重複している部分があるため、両研究会の委員等の参加を求めて行う。

2. 名 称

本会合は、「健全化法に係る損失補償債務等評価基準検討WT」(以下「WT」という。)とする。

3. 検 討 内 容

損失補償契約に係る債務の将来負担額への算入方法等を検討。

4. 構 成 員

別紙のとおり。

5. 運 営

- (1)座長は、WTを招集し、主催する。
- (2)座長は、不在の場合など必要の都度、これを代行する者を指名することができる。
- (3)座長は、必要に応じ、関係団体等に出席を求めることができる。
- (4)会合は、公開しないが、会合終了後、配布資料を公表する。
また、WTの議事概要を作成し、これを公表するものとする。

6. 庶 務

WTの庶務は、総務省自治財政局地域企業経営企画室が行う。

(別紙)

「健全化法に係る損失補償債務等評価基準検討WT」

構成員名簿

(五十音順・敬称略)

- 泉澤 俊一 日本公認会計士協会地方公共団体会計検討
プロジェクトチーム作業部会長
- 大石 義勝 東京都港湾局港湾経営部副参事
- 大信田 博之 株式会社KPMG FAS代表取締役
- 大西 正一郎 フロンティア・マネジメント株式会社代表取締役
- 鈴木 豊 青山学院大学大学院教授
- 菱田 哲也 ジェムアソシエイツ株式会社代表取締役
- 三富 吉浩 川崎市財政局財政課主幹
- 森田 祐司 日本公認会計士協会地方公共団体会計
専門部会前部会長

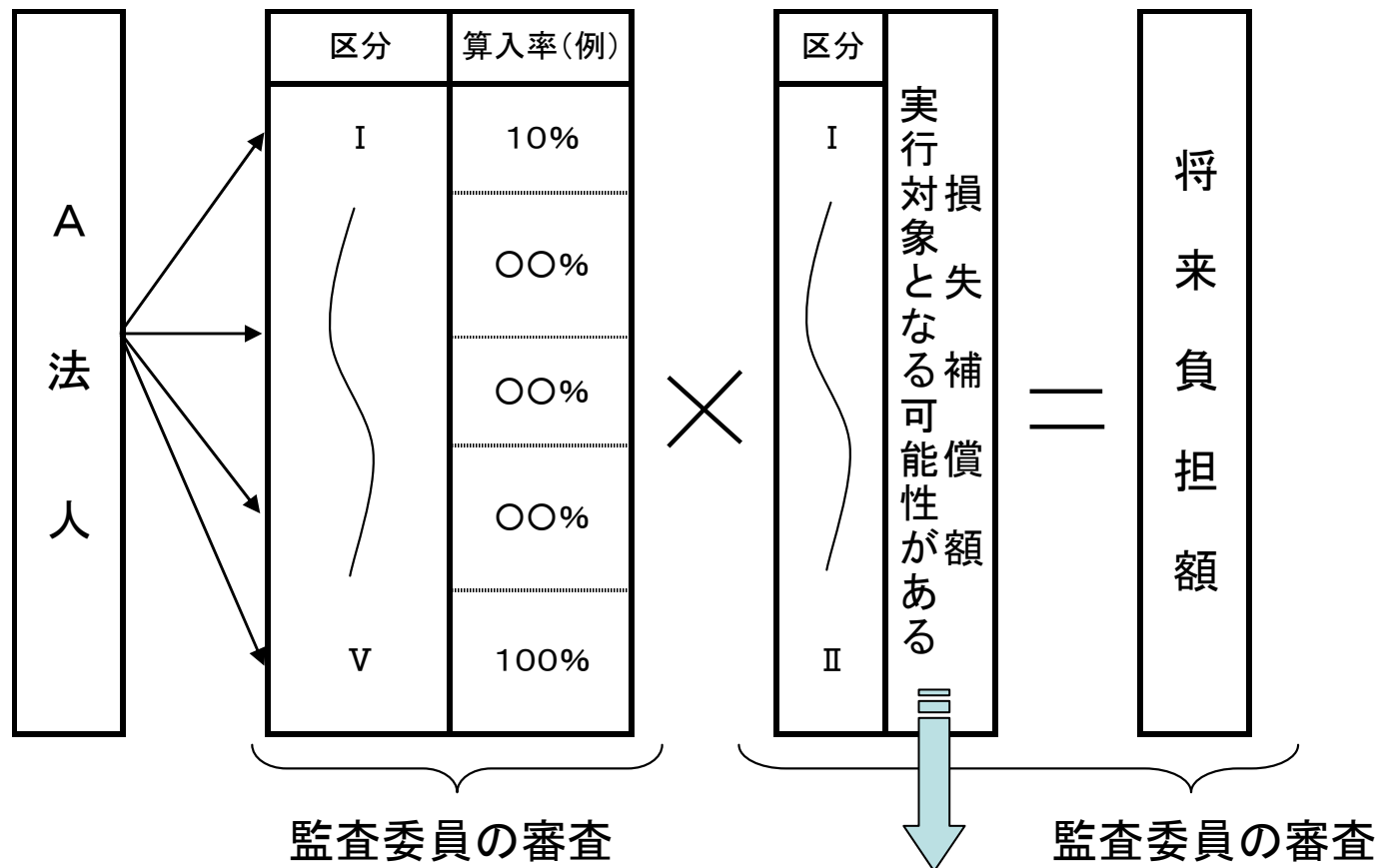
損失補償額の評価基準の考え方について

平成19年11月14日

総務省自治財政局地域企業経営企画室

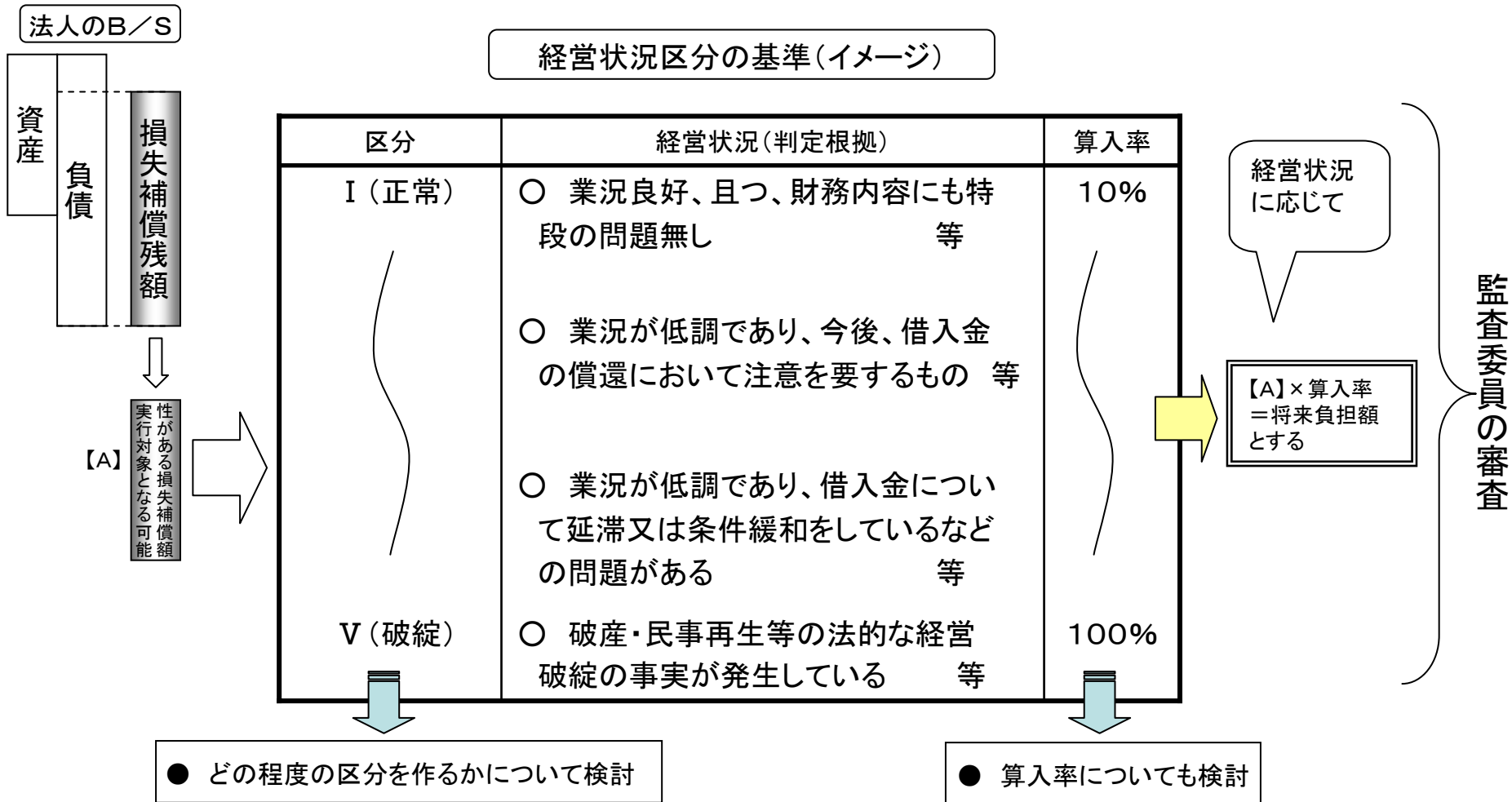
法人の債務の評価の算定方法 (1) -① (イメージ)

- 損失補償債務残高のうち、地方公共団体の長が以下の方法で算定した額を将来負担額とする。
- ① 損失補償の対象となっている法人への貸付金に関し、総務省が示す経営状況区分の基準にしたがって貸倒れの危険率に関する該当区分を判定(当該判定は監査委員の審査の対象)して評価。
 - ② ①で判定した区分に対応した算入率(引当率に相当)を損失補償額に乗じて得た額に、更に損失補償契約の内容に応じた損失補償率を乗じた額を当該損失補償に係る将来負担額とする。
 - ③ 地方公共団体が法人の経営についてより精緻な算定を行う場合は、算定方法(2)によることもできる。



● 「損失補償の類型に応じ内容を評価」について検討

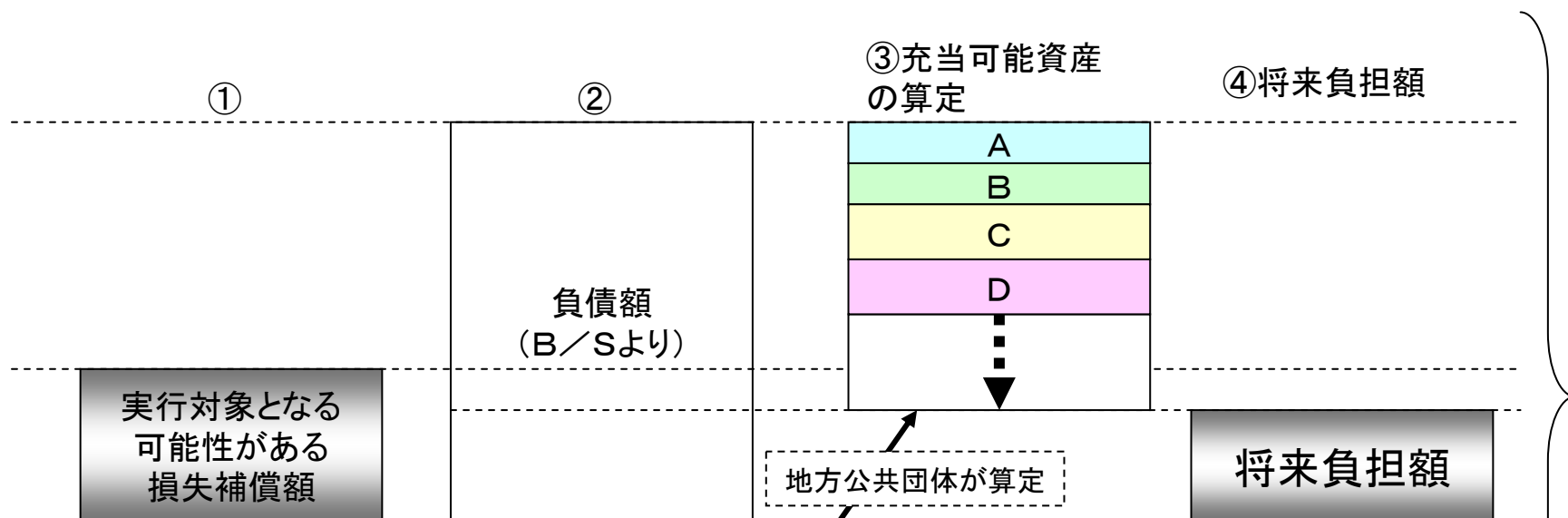
法人の債務の評価の算定方法 (1) - ② (イメージ)



法人の債務の評価の算定方法（2）（イメージ）

○ 損失補償債務残高のうち、地方公共団体の長が以下の方法で算定した額を将来負担額とする。

- ① まず、実行対象となる可能性がある損失補償額の債務残高を把握する。
- ② ①に係る損失補償額を含め、当該法人の負債を把握する。
- ③ ②に充当可能な資産を適正な評価により算定し合算する。
- ④ ②から③を控除した額が、実行対象となる可能性がある損失補償額より小さければ当該額を、大きければ実行対象となる可能性がある損失補償額を、将来負担額とする。



法人類型ごとに適用される会計基準

【商法法人】

・大企業：企業会計原則

・中小企業：中小企業の会計指針 ← 適用任意

【民法法人】

：公益法人会計基準 ← 申合せ

(充当可能資産【例】)

A 現金・預金

B 有価証券

C 棚卸資産(低価法) (「棚卸資産の評価に関する会計基準(18.7.5企業会計基準第9号)を活用)

D 固定資産のうち減損会計を適用すべき事業用資産 等

監査委員の審査